

佐賀県規則第47号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第7（第15条関係） 拡声機の使用を制限される者及び拡声機の使用に係る制限事項</p> <p>1 略</p> <p>2 拡声機の使用に係る制限事項</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 音量</p> <p>音量は、時間及び区域の区分ごとに、次の表に定める基準値以下でなければならないこと。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の周囲おおむね30メートル以内の区域内での当該基準値は、同表の基準値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条</u>に規定する保育所</p> <p>ウ～オ 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p>略</p>	<p>別表第7（第15条関係） 拡声機の使用を制限される者及び拡声機の使用に係る制限事項</p> <p>1 略</p> <p>2 拡声機の使用に係る制限事項</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 音量</p> <p>音量は、時間及び区域の区分ごとに、次の表に定める基準値以下でなければならないこと。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の周囲おおむね30メートル以内の区域内での当該基準値は、同表の基準値から5デシベルを減じた値とする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第7条第1項</u>に規定する保育所</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">略</div> <p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。